

マミーズサービス利用規約

第1条（名称）

本規約に定める、有限会社メイコーポレーション（以下「当社」といいます。）が提供する保育の請負に関する業務を、「マミーズサービス」といいます。

第2条（目的）

マミーズサービスは、当社が行う研修を修了したベビーシッター（以下「ベビーシッター」といいます。）が、ご家庭の教育方針を尊重し、訪問保育を行うことにより、ご家庭での育児を補完し、支援することを目的とします。

第3条（入会手続）

- マミーズサービスのご利用は、会員として登録した方に限られます。
- 会員登録は、当社所定の入会申込書類一式に必要事項をご記入のうえ、当社に提出することにより申し込むものとします。
- 申込みと同時に、別紙「料金表」記載の入会金及び年会費を当社指定の銀行口座に振り込むものとします。
- 前2項の手続きを完了した方を、マミーズサービス会員として登録します。
- 本サービスの利用契約は、会員による契約書に同意・申込みを当社がこれを承諾した時点で成立するものとします。
- 一度納入された入会金及び年会費は、いかなる場合も返還しません。
- 会員資格の有効期間は、入会時よりお子さまが満10歳になるまで、または会員資格を喪失するまでとします。ただし、会員の希望により当社所定の書面で延長を申請し、当社が承認した場合は、満15歳まで延長することができます。
- 次の場合には、当社は会員登録をお断りすることがあります。
 - 日本語による意思疎通が困難な場合
 - 地域・時間帯等の理由でサービス提供が困難な場合
 - 反社会的勢力との関与が認められる場合
 - その他当社が不適当と判断した場合

第4条（料金）

- 入会金、年会費、利用料金、交通費、時間外料金、特別料金及びキャンセル料（以下「料金」といいます。）は、別紙「料金表」によります。
- 当社は、社会情勢、経済状況その他やむを得ない事情により、料金を改定することがあります。この場合、事前に会員に通知するものとします。

第5条（料金の支払）

料金は1か月単位で当社がまとめて請求し、会員は当社指定の方法により支払うものとします。

第6条（料金の不払い）

- 料金を1か月以上滞納した場合、又は催告に応じない場合、会員資格を喪失します。
- 滞納金には年10%の遅延損害金を加算します。
- 当社は、会員が料金の支払を遅延した場合、サービスの提供を停止することができるものとします。また、当社は、未払料金の回収のため、必要に応じて法的措置を講じることができるものとします。その場合に要した費用（弁護士費用を含みますがこれに限りません）は、会員の負担とします。

す。

第7条（提供時間・申込・変更・キャンセル）

1. サービス提供は原則24時間年中無休とします。ただし、早朝・深夜は安全な移動が可能な場合に限ります。
2. 申込受付は平日9時～17時とします。
3. 変更・キャンセルは前営業日17時までに連絡するものとします。
4. 期限後の変更はキャンセル扱いとする場合があります。
5. 当日不在の場合、30分待機後キャンセル扱いとします。
6. 当日短縮でも当初時間分の料金を請求します。
7. 予定より早く終了しても減額しません。
8. 利用時間は引渡し完了までとします。
9. 当社は、安全確保その他やむを得ない事情がある場合、サービス内容、提供時間又は担当ベビーシッターを変更することがあります。

第8条（サービス内容）

1. 本サービスは訪問保育サービスとします。
2. 外出費用は会員負担とします。
3. 原則1対1保育とします。
4. 家事は原則行いません。
5. 本サービスは善良なる管理者の注意義務の範囲で提供されるものであり、特定の結果を保証するものではありません。
6. 海外におけるサービス提供については、別途定める「海外同行サービス利用規約」に従うものとします。当該規約の内容は本規約の一部を構成するものとします。

（禁止事項）

以下は実施できません：

1. お子さまが単独になる預かり
2. 成人以外への引渡し
3. 宿泊保育
4. 医療・介護行為
5. 危険作業
6. 車両運転送迎
7. 安全確保できない環境
8. 会員は、ベビーシッターに対し、以下の行為を行ってはなりません。
 - a. 暴力、暴言、脅迫その他威圧的な言動
 - b. 性的言動又はハラスメント行為
 - c. 法令又は公序良俗に反する行為の指示
 - d. 本サービスの範囲を逸脱する業務の強要
 - e. その他当社が不適切と判断する行為

第9条（担当ベビーシッター）

1. 決定後速やかに通知します。
2. 変更時も通知します。
3. 緊急連絡体制を確保してください。
4. 緊急情報の提供義務があります。
5. サービス提供中において会員と連絡が取れない場合、当社又はベビーシッターは、お子さまの安全確保のため必要と認める措置を講じることができるものとします。
6. 会員が不在時にサービス提供を希望する場合、鍵の受渡し方法及び管理方法について、事前に当社に申告するものとします。ベビーシッターは、鍵の受渡し及び管理状況について所定の方法により記録し、当社に報告するものとします。当社は、前項の報告内容を記録し、必要に応じて保管するものとします。
7. 当社は、サービス提供状況の記録を作成し、必要に応じて保管することがあります。

第10条（お子さまの病気等）

1. 既往症は正確に申告するものとします。
2. 感染症は原則受け付けません。
3. 37.5℃以上は原則不可です。
4. 投薬は例外的対応のみです。
5. 緊急時は医療機関対応を行う場合があります。
6. 病状悪化の責任は負いません。
7. 保育対象のお子さま以外の同居者に体調不良者がいる場合の取扱いについては、別途定める「**病児同居・感染症対応に関する利用規約**」に従うものとします。当該規約の内容は本規約の一部を構成するものとします。

第11条（当社の責任）

1. ベビーシッターがお子さまを保育している間に、当社又はベビーシッターの責めに帰すべき事由により、お子さま又は会員に損害を与えた場合、当社はその損害を賠償します。
2. 前項の賠償は、当社が加入する賠償責任保険及び傷害保険に基づき、保険会社から支払われる保険金額を上限とします。ただし、当社又はベビーシッターに故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。
3. 天災地変、感染症の流行、交通機関の停止、行政指導その他当社の合理的支配を超える不可抗力により生じた損害については、当社は責任を負いません。

第12条（会員の責任）

次の場合には、お子さま又は会員に発生した損害について、当社は責任を負いません。

1. 会員が故意又は過失によって、当社又はベビーシッターに対し、お子さまの健康状態、既往症、アレルギー、服薬状況その他重要事項について正確に伝達しなかった場合
2. 保育の依頼を受けていないお子さまが、その故意又は過失によって損害を受けた場合
3. 会員が当社を通さず、直接ベビーシッターと契約を結び、訪問保育を受けた場合
4. 会員が指定した保育環境、設備、遊具、食品、送迎経路その他の条件に起因して損害が発生した場合
5. 損害の原因がもっぱらお子さまの体質、疾病、突発的症狀又は保育環境にある場合
6. 会員宅において動物が飼育されている場合、当該動物に起因して生じた損害について、当社は責任を負いません。
7. 緊急時に会員と連絡が取れず、当社又はベビーシッターが、お子さまの安全確保のために必要かつ相当な措置を講じた場合
8. 会員は、保育環境において危険物、破損箇所その他安全性に影響を及ぼす事項がある場合、事前に当社に申告するものとします。

第13条（機材の調達）

会員は、保育に必要な機材（哺乳瓶、おむつ、玩具、ガス、水道、電気等）を当社に無償で提供し、ベビーシッターがこれを使用できるものとします。

第14条（長時間サービスにおける休憩及び体制）

1. ベビーシッターの労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には60分以上の休憩時間を取得するものとし、これは労働基準法その他関係法令に基づくものとします。
2. 前項の休憩時間は、原則として保育場所とは別の場所において取得するものとし、会員はこれに協力するものとします。ただし、お子さまの安全確保の観点から必要と認められる場合には、この限りではありません。
3. 休憩時間中においても、お子さまの見守りその他の対応が必要な場合には、当該時間は休憩時間として取り扱わず、サービス提供時間に含めるものとします。

4. 長時間にわたるサービス（原則として8時間を超える場合）については、安全確保及び労務管理の観点から、ベビーシッター2名による交代制によりサービスを提供することがあります。
5. 前項の交代制の適用については、保育内容、お子さまの年齢、人数、保育環境その他の事情を踏まえ、当社が総合的に判断するものとします。
6. 交代制によりサービスを提供する場合、担当ベビーシッターが途中で変更となることがあります。

第15条（事故防止及び貴重品管理）

1. ベビーシッターは、自転車又は自動車その他の車両を運転してお子さまを送迎することは行いません。
2. 複数のお子さまの保育については、安全性を考慮し、当社が適切と判断した場合に限り行うものとし、必要に応じて複数名のベビーシッターを配置します。
3. 会員宅の現金、貴金属、貴重品その他重要物については、会員の責任において管理するものとします。
4. 当社又はベビーシッターは、安全確保が困難と判断した場合、又は会員が本規約に違反した場合、サービスの全部又は一部を中止又は変更することがあります。

第16条（会員登録の更新・変更）

入会登録後11ヶ月目に当社から翌年度年会費をご請求します。請求後1週間を経過しても退会の申し出がない場合、更新されたものとみなします。
ただし、当社が不適当と判断した場合は更新を拒否することがあります。

第17条（登録の解除）

次の場合には、当社は会員登録を解除することができます。

1. 第6条に該当する場合
2. 年会費未納の場合
3. 本規約違反が是正されない場合
4. 会員が当社を介さずにベビーシッターと直接契約を行った場合
5. 反社会的勢力との関与が判明した場合

第18条（休会）

1. 会員は、1ヶ月前に書面で申請し、当社が承認した場合に休会することができます。
2. 復会も同様の手続きとし、年会費前納を条件とします。

第19条（会員資格の譲渡等）

会員資格は譲渡できません。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第20条（本サービスの変更・中断・廃止）

天災、法令改正、行政指導、感染症の流行、社会情勢、交通事情その他やむを得ない事情により、当社はサービスの全部又は一部を変更、中断又は廃止することがあります。

第21条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、当社と会員は誠意をもって協議のうえ解決するものとします。